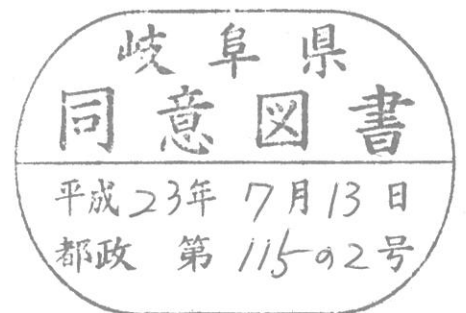
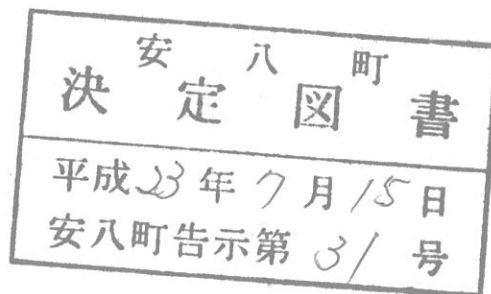


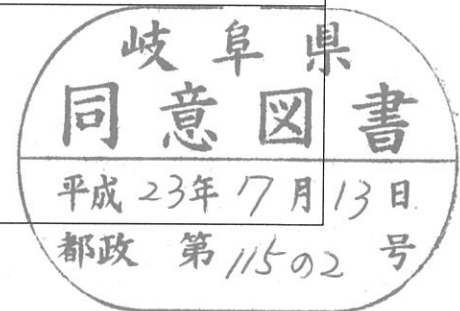
大垣都市計画地区計画の決定（安八町決定）

都市計画 大垣一宮線椚ノ木地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	大垣一宮線椚ノ木地区 地区計画	
位 置	安八町大明神字椚ノ木の一部	
面 積	約 1.6 ha	
区域の整備 ・ 開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市街化区域に接するとともに、広域幹線道路である（都）大垣一宮線の沿道に位置し、市街化調整区域ではあるが、店舗、ガソリンスタンド等の建築物が立ち並ぶなど、一定の開発圧力が存在する地区である。このため、当該地区において地区計画を策定することにより、市街化区域に接続する幹線道路の沿道において、無秩序な開発等により、不良な街区の環境が形成されることを防止することとする。
	土地利用の方針	既存建築物の用途を許容しつつ、環境悪化に繋がる建築物等の用途を制限することにより、良好な街区の環境の保全を図る。
	地区施設の整備方針	周辺の営農環境の保全に配慮しつつ、適切な交通処理を行うための道路を配置する。
	建築物等の整備の方針	不良な街区の環境が形成されることを防止するため、建築物の用途制限、容積率、建ぺい率の制限を定める。



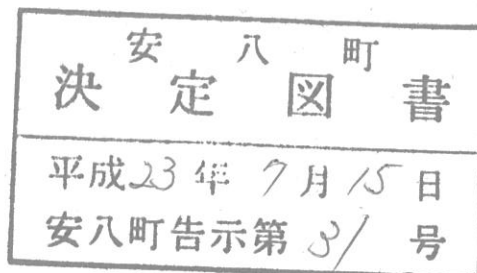
地区 施設 の 配置 及 び 規 模	道 路	道路を次のように定める。			
		名称	幅員	延長	配置
		区画道路1号	3.25m	約63m	計画図参照
		区画道路2号	3.25m	約62m	計画図参照
地区 整備 計画	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、この地区計画の決定の際、現に存する建築物の敷地において、従前と同一の用途の建築物または専用住宅（一戸建ての専用住宅であって、一画地の最低敷地面積は200平方メートルかつ高さ10メートル以下のものに限る。）を建築する場合については、この限りでない。  (1) 都市計画法第29条第1項第2号に規定する建築物 (2) 同法第34条第1号、第4号から第6号まで及び第9号に規定する建築物（都市計画法施行令第29条の7第2号に規定する建築物を除く。） (3) 駐車施設			
	建築物の容積 率の最高限度	10分の20			
	建築物の建ぺ い率の最高限 度	10分の6			



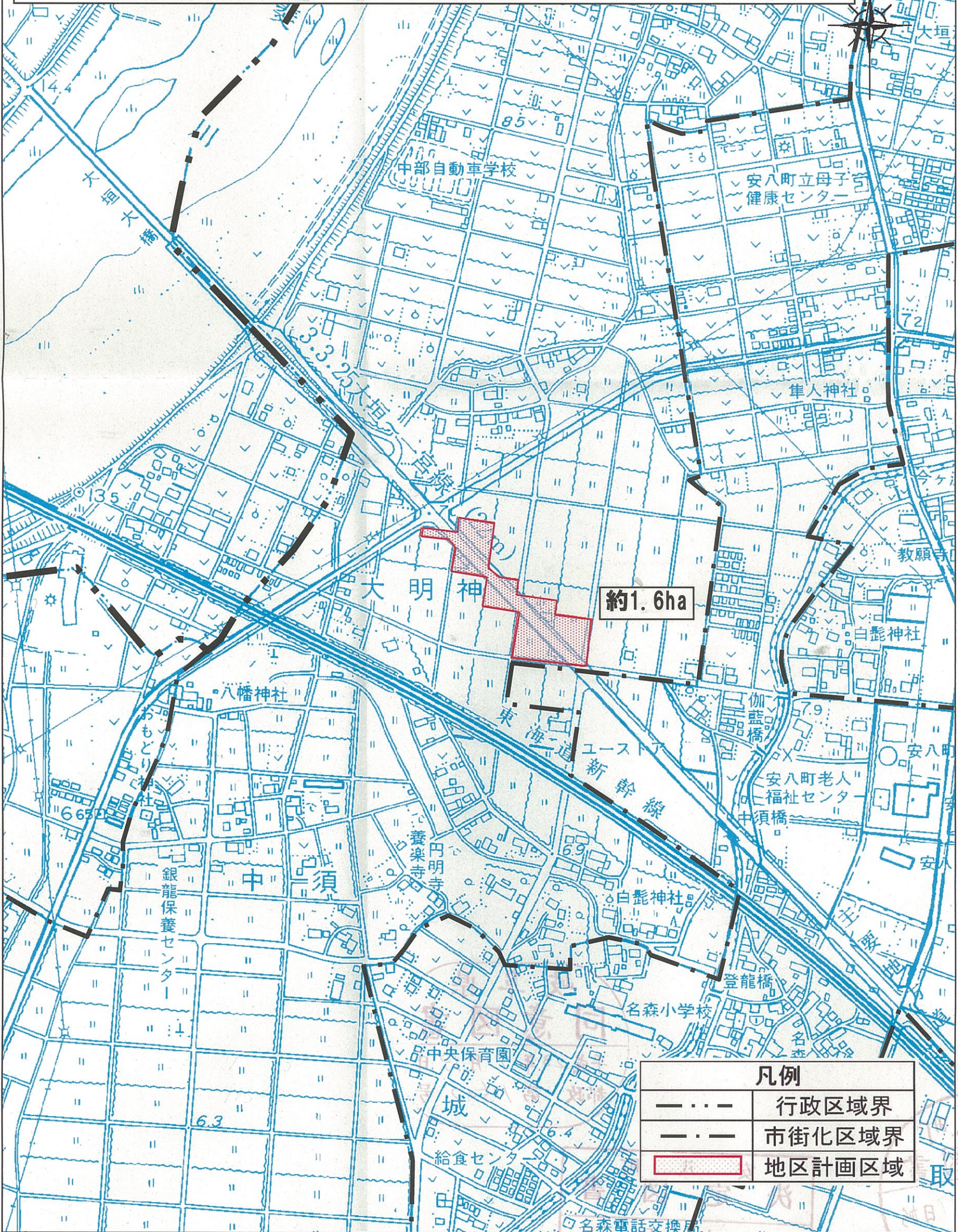
「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域と隣接する幹線道路の沿線において、無秩序な開発等により不良な街区の環境が形成されることを防止する。



大垣都市計画 大垣一宮線梶ノ木地区地区計画 位置図



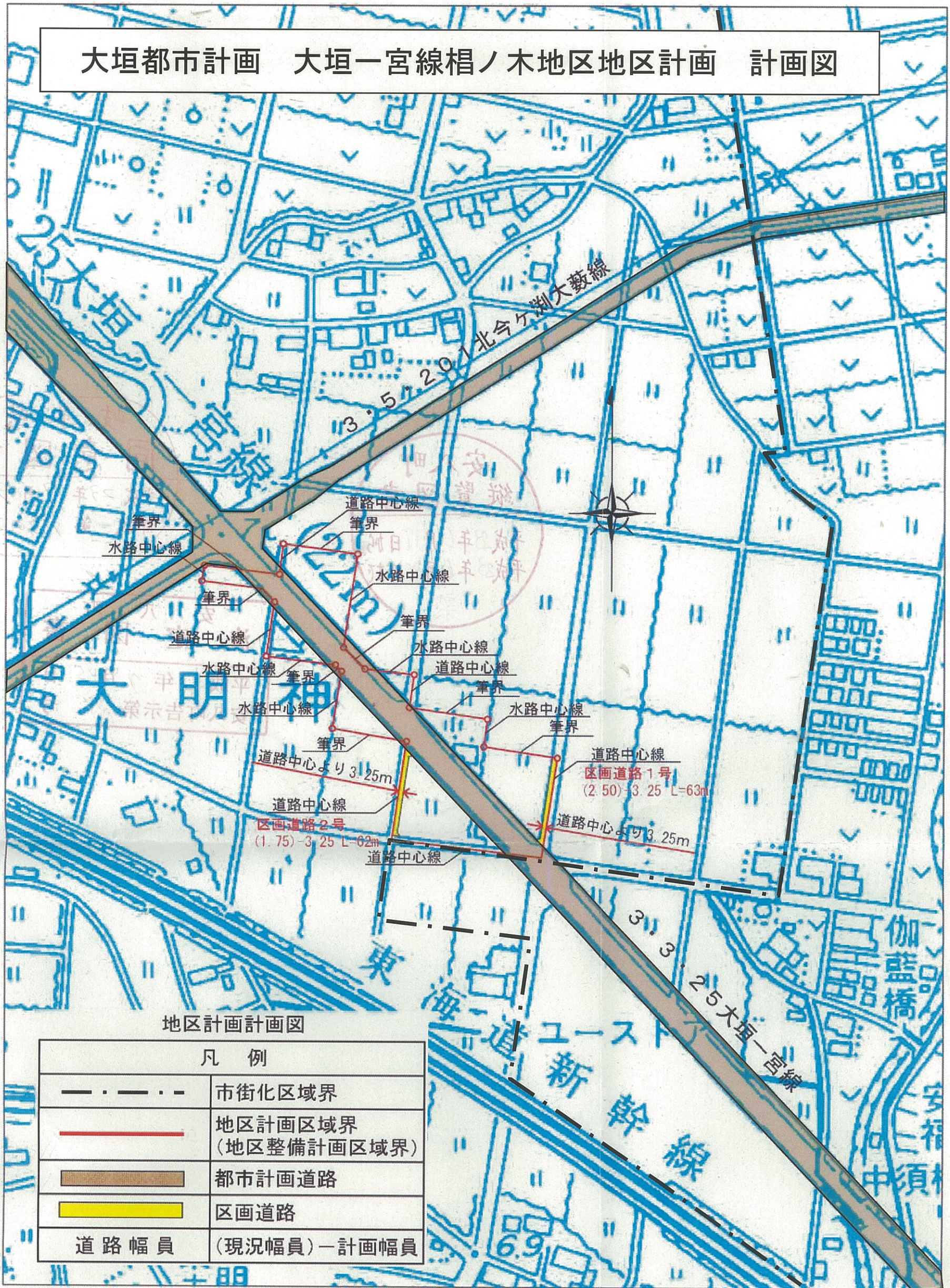
約1.6ha

凡例	
— · · —	行政区域界
- · - · -	市街化区域界
■	地区計画区域

大垣市 都市計画課 大垣一宮線梶ノ木地区地区計画 位置図

大垣市 都市計画課 大垣一宮線梶ノ木地区地区計画 位置図

大垣都市計画 大垣一宮線相ノ木地区地区計画 計画図



地区計画計画図

凡 例

	市街化区域界
	地区計画区域界 (地区整備計画区域界)
	都市計画道路
	区画道路
	道路幅員 (現況幅員) - 計画幅員